

第4号議案 会費等に関する規程改定承認の件

永年会員制度の創設に伴い、永年会員の承認を得た正会員の年会費の金額を「会費等に関する規程」に明記する必要がある。本規程の改定には社員総会の決議が必要とされているため、以下の改定についてご承認いただきたい。

現行規程	改定案
<p style="text-align: center;">一般社団法人 日本作業療法士協会 会費等に関する規程</p> <p style="text-align: right;">平成24年2月18日 平成28年5月28日</p> <p>(正会員の会費) 第3条 定款第7条1項に規定する会費は、正会員にあっては年額12,000円とする。</p> <p>(規程の変更) 第6条 この規程は、社員総会の決議によって変更することができる。</p> <p>附 則 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。</p> <p>附 則 1 この規程は、平成28年5月28日に一部改定し、同日より施行する。</p>	<p style="text-align: center;">一般社団法人 日本作業療法士協会 会費等に関する規程</p> <p style="text-align: right;">2012年2月18日 2016年5月28日 <u>2022年5月28日</u></p> <p>(正会員の会費) 第3条 定款第7条1項に規定する会費は、正会員にあっては年額12,000円とする。 <u>2 前項の規定にかかわらず、永年会員の承認を受けた正会員にあっては年額3,000円とする。</u></p> <p>(規程の変更) 第6条 この規程は、社員総会の決議によって変更することができる。</p> <p>附 則 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。</p> <p>附 則 1 この規程は、2016年5月28日に一部改定し、同日より施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>1 この規程は、2022年5月28日に一部改定し、2023年4月1日より施行する。</u></p>